

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 滋賀県
 農業委員会名： 東近江市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年7月24日

任期満了年月日 令和8年7月23日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	40	40
認定農業者	—	23
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	6
40代以下	—	5
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,788
農業経営体数	2,319

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,627
女性	516
40代以下	45

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	447
基本構想水準到達者	74
認定新規就農者	11
農業参入法人	161
集落営農経営	16
特定農業団体	0
集落営農組織	16

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,020	244	244	0	0	8,270

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	8,270	ha	6,569	ha	79.4	%
課題	毎年、管内の農地面積が減少していることと反して、集積率が上がっている。これは単純に担い手への集積面積の増加ではなく、全体面積が減っていることからの集積率のアップと思われる。今後も農地の全体面積は減少すると見込まれるので、如何に優良農地を確保し、維持管理していくかが大切となってくる。					

- ※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入
 ※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
 ※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和8年度	集積率	80.0%
今年度の新規集積面積	10 ha	農地面積(C)	8,270 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	6,579 ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)÷(C)	79.6%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	4.7 ha	3.0 ha	1.7 ha
課題	担い手不足や農業収入が減少することにより、農業への魅力を見出せず、離農や規模縮小される農家が増加傾向にある。また、山間地においては獣害対策や農家の高齢化、また日常管理(畦畔管理等)の負担が大きいとして離農され、その後の営農継続が問題となっている。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	4.4 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.9 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.4 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	県及び市の関係課や農地中間管理機構等と基盤強化事業の実施などを協議して工程表を策定する。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.3 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者
	2 経営体	5 経営体	2 経営体
	0.5 ha	7.5 ha	0.5 ha
課題	新規に農業経営を開始する場合、営農技術の習得をはじめ農地や資金の確保が課題。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	601.1 ha	844.3 ha	290.1 ha	578.5 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	60.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	40 人
		農地利用最適化推進委員の人数	0 人

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
11月	農地の集積	農地の集積強化月間として、市と連携し、担い手への農地集積・集約化の話し合いに参加する。また、農地の出し手・受け手の意向把握に努め、集落の地域計画策定への参画を図る。
2月	新規参入の促進	新規参入相談月間として、市が開催する新規就農者サポート会議に出席し、新規就農計画作成にあたって助言及び指導を行う。また、就業相談会に出席し、新規就農希望者に対する農地情報等を提供する。
3月	遊休農地の解消	遊休農地の解消月間として、利用意向調査結果に基づく対象農地の現地確認と耕作再開や草刈等保全管理を含む解消指導を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	5 回
---------------	-----

開催時期	2月	相談会名	就業相談会
参加者数	1人	開催場所	滋賀県農業教育情報センター
相談会の内容	公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が主催する「しがの農林水産業で働く！就業相談会」で市が設置する市町PRブースに同席し、希望する地域の農地情報等を提供する。		
開催時期	3ヶ月に1回	相談会名	新規就農者サポート会議
参加者数	8人	開催場所	市役所会議室
相談会の内容	新規就農者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、東近江農業農村振興事務所農産普及課、農業協同組合、金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築しており、新規就農計画作成にあたって「農地」担当としての助言及び指導を行う。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)